

団体の概要

(令和 7年 1月1日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん ほうもんのいえ) 社会福祉法人 訪問の家
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒247-0034 横浜市栄区桂台中4番7号 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式6同意書による）に使用します)
設立年月日	昭和60年12月19日
沿革	<p>昭和47年 4月 横浜市立中村小学校に特殊学級として訪問学級を開設 同時に母親学級も開設</p> <p>昭和54年 4月 母親学級が母体となり、障害者地域作業所「訪問の家」を設立</p> <p>昭和58年 4月 障害者地域作業所「朋」を開所</p> <p>昭和59年 7月 (仮称) 社会福祉法人「訪問の家」設立発起人会を設立</p> <p>昭和60年 4月 (仮称) 社会福祉法人「訪問の家」設立準備室を開室</p> <p>昭和60年12月 社会福祉法人「訪問の家」の設立認可がおりる</p> <p>昭和61年 4月 知的障害者通所更生施設「朋」を設立</p> <p>平成 5年 5月 「朋」内に「朋診療所」を開設</p> <p>平成 6年 3月 グループホーム「きやんばす」を開設</p> <p>平成 6年 4月 知的障害者通所更生施設「集」を設立 横浜市根岸地域ケアプラザの運営委託を受ける</p> <p>平成 7年12月 ふれあいショップ「さんぽみち」開店 (平成27年6月閉店)</p> <p>平成10年 5月 グループホーム「どりーむはんず」を開設</p> <p>平成11年 5月 地域活動ホーム「径」を設立 横浜市桂台地域ケアプラザの運営委託を受ける</p> <p>平成12年 4月 朋分場「CAN」を開設</p> <p>平成13年 6月 障害者ホームヘルプ事業「さくら草」を開設</p> <p>平成14年 2月 グループホーム「アレグリア」を開設</p> <p>平成14年 7月 グループホーム「ふおーぴーす」を開設</p> <p>平成16年 5月 訪問看護ステーション「さくら草」を開設 (平成21年3月事業廃止)</p> <p>平成16年 5月 高齢者ホームヘルプ事業「さくら草」を開設</p> <p>平成16年 8月 グループホーム「ひいらぎ」を開設</p>

	平成17年 5月 グループホーム「からーず」を開設 平成18年 4月 グループホーム「トポス」を開設 平成18年 8月 グループホーム「オハナ」を開設 平成19年 2月 グループホーム「コム」を開設 平成19年 4月 「朋第2」を開設 平成19年10月 地域活動ホーム「連」を設立 平成24年 1月 グループホーム「ハイビスカス」を開設 平成24年 6月 グループホーム「はぴねす」を開設 平成24年10月 横浜市多機能型拠点「郷」を設立「郷」内に「郷診療所」を開設 平成25年 3月 グループホーム「ファイン西が岡」を開設 平成28年 3月 グループホーム「ファイン鶴ヶ峰」を開設 令和2年 4月 横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(通所型サービスB) 「花かご」を開設																				
事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種社会福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害福祉サービス事業の経営 (2) 地域活動支援センターの経営 (3) 相談支援事業の経営 (4) 移動支援事業の経営 (5) 老人居宅介護等事業の経営 (6) 老人デイサービス事業の経営 (7) 老人介護支援センターの経営 (8) 障害児通所支援事業の経営 ・公益を目的とする事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 診療所事業 (2) 地域生活支援事業 (3) 居宅介護支援事業 (4) 地域包括支援センター事業 (5) 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業 (6) 基幹相談支援センター事業 (7) 介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービスB) 																				
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">令和3年度</th> <th style="text-align: center;">令和4年度</th> <th style="text-align: center;">令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総収入</td><td style="text-align: center;">2,372,576,867</td><td style="text-align: center;">2,512,221,904</td><td style="text-align: center;">2,444,696,615</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">総支出</td><td style="text-align: center;">2,465,868,539</td><td style="text-align: center;">2,394,243,649</td><td style="text-align: center;">2,377,445,665</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">当期収支差額</td><td style="text-align: center;">▲93,291,672</td><td style="text-align: center;">117,978,255</td><td style="text-align: center;">67,251,950</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">次期繰越収支差額</td><td style="text-align: center;">379,038,700</td><td style="text-align: center;">497,016,955</td><td style="text-align: center;">564,268,905</td></tr> </tbody> </table>	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	総収入	2,372,576,867	2,512,221,904	2,444,696,615	総支出	2,465,868,539	2,394,243,649	2,377,445,665	当期収支差額	▲93,291,672	117,978,255	67,251,950	次期繰越収支差額	379,038,700	497,016,955	564,268,905
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																		
総収入	2,372,576,867	2,512,221,904	2,444,696,615																		
総支出	2,465,868,539	2,394,243,649	2,377,445,665																		
当期収支差額	▲93,291,672	117,978,255	67,251,950																		
次期繰越収支差額	379,038,700	497,016,955	564,268,905																		
連絡担当者	[REDACTED]																				

	[REDACTED]
特記事項	

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

<記載場所>

高齢者、子ども、障がい者を含めすべての人が安心して生活を営める地域づくりに取り組むことが地域ケアプラザの使命と考えている。

また、地域づくりの主体は地域住民であるとも考えており、地域福祉保健計画推進会議への参加や地域ケア会議、協議体等を通して地域住民が考える地域課題と子育て環境の変化や地域の高齢化に伴う課題を地域住民と一緒に考えて解決の方向に進めていきます。

地域ケアプラザの管理者として地域ケアプラザの各専門職の能力やこれまで培ってきた地域との信頼関係をもとに課題抽出や課題解決の方法を提供できるよう指導するとともに、関係機関との連携や協働ができる環境整備を行います。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

<記載場所>

横浜市根岸地域ケアプラザが担当する地域は古くから住まわれている地域と昭和39年以降に建てられた集合住宅と最近戸建て地区に建てられた集合住宅があります。

住民による福祉活動や防災が熱心に行われており、ボランティアによる配食サービス「愛のお弁当」や有償ボランティア「磯子ねこの手」の活動は長く続けられています。また、以前から町内会館でのサロン活動もされていました。根岸地区社協では毎月地区センターを利用して食事会を催しておりケアプラザからも職員を派遣し、交流をさせていただいている。

根岸地区では隔月で地域福祉保健計画推進会議が行われ区職員、区社協職員、ケアプラザ職員も参加して、地域の課題や情報共有がされています。

障害のある方との交流もされており、グループホームでの食事作りなどに地区ボランティアとして関わる方や缶回収の事業に協力してくださる方もあります。また、障害のある方と住民が安心して生活できるための地域ケア会議を持っています。

担当地域では地域全体の高齢化に伴う担い手の高齢化や見守る隣人の高齢化という他の地域と同

様の課題もあります。昭和50年頃までに建てられた集合住宅では住民の高齢化が顕著であり、また交流のしにくい施設の環境等があり、支えあいの関係づくり構築に課題があります。根岸地域ケアプラザではこれまで既存の組織などの活用と集合住宅等の住民との新たな関係構築を勧め、顔の見える関係づくりから支えあいの仕組みづくりへと住民の方と協力して取り組んできています。

また、新しい集合住宅等に移住してこられる方が多くいることも特徴としてあり、地域住民との良い関係づくりが地域力を引き出すと考えています。

地域サロンが多く運営されていることも地域の特徴であり、高齢になっても認知症になっても活躍できる場を作ることはチームオレンジの事業の理念に沿ったものになると考えています。

障がい者施設や若者の就労支援施設等もあり、地域住民との協働が行われると地域の力になると考えており、これらをコーディネートすることも地域ケアプラザの役割と考えています。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

<記載場所>

担当地域とは地域福祉保健計画を柱としてその運営に積極的に協力をしています。また、地区ボランティアによる配食サービスでは配食先で異常が発生したときなどすぐにケアプラザ職員が対応し、活動のバックアップをしています。また、配食サービスが必要な方の紹介や仲介を行っています。また、根岸地区連合町内会会長会に出席させていただき、情報交換を行っています。

行政とは運営面での相談支援を受けるとともに課題のある高齢者等の情報を共有しそれぞれの立場とスキルを活用し支援に繋げています。また、介護予防のための教室の運営にも共同して取り組んでいます。

地域支援チーム会議では区高齢障害支援課職員と区社協職員にも一緒に参加し地域情報の共有と事例を用いて協働のためのスキルアップに取組んでいます。

区社会福祉協議会とは地域福祉保健計画の推進や補助金等の情報提供、生活支援整備事業での区レベルの調整などの連携を持っています。また、区社会福祉協議会の種々の会議の運営にも協力し区レベルでの福祉に関わらせていただいている。また、生活困窮対策として地区社協、連町会、小学校等や企業などにも協力を依頼し、フードバンク事業と食品配分会を実施しています。

地域サロンや配食ボランティアでは扱い手不測の傾向がみられるようになり、生活支援の職員が企画等の支援を行っています。

(4) 合築施設との連携について *根岸地域ケアプラザ（市民利用施設との合築の施設）のみ

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

根岸地域ケアプラザは根岸地区センターとの合築となっており、来館される方の目的に違いがありますが、双方で利用団体の情報共有を行うことで円滑な施設利用ができるように配慮しています。

また、ロビーでコンサートでは地区センターのロビーを活用して、双方に関わるボランティアの方に出演していただくことで、両施設の案内を行うことができると共に多様な方に来館していただく機会にもなっており、継続していきたいと考えています。

根岸地区社協主催のふれあい給食会は地区センターで開催されていますが、ケアプラザからも職員が参加し情報提供等を通して交流を図っています。

管理運営面では防災訓練の共同実施や施設点検や管理を役割と負担を分担して行っています。

周年事業や防災訓練は併設されている障がい者通所施設「集」と3館合同で実施しています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<記載場所>

「一人ひとりを大事にし、障害のある人も高齢者も誰もが健康で平和に暮らせる真の豊かさを持った社会づくりを目指す。」

<令和6年度基本方針>

新型コロナウイルスの襲来と、これを契機に顕わになった法人経営状態の脆弱さ、これらに振り回され、対策に終始してきたのが、ここ数年の状況といえる。新型コロナウイルスについては、昨年度より国としての取り扱いが変わり、地域の方々と集うイベント等、コロナ前とほぼ同様に実施することができた。一方、感染が収束したわけではなく、感染者の発生に伴う対応等について、引き続き事業所ごとの慎重な判断が求められた。

経営状態については、5年度予算立てをより厳密に行い、年間を通して執行状況の把握に努めたものの、事業所それぞれが抱える課題もあり、法人全体として大きく改善するには至っていない。この状況に対し、下期には「事業所ごとに赤字にならない収入と支出（人員体制等）をめざす」という方針を再確認し、6年度の予算立て、新規利用者の受け入れや人員体制等を熟考、経営会議での確認検討を重ねた。

全国的に共通の課題でもある人材育成と人材確保については、いずれも経営会議内でプロジェクトを組織し、課題の分析と方針の明確化を図ると共に、具体的な取り組みをスタートさせた。人材育成については、「法人人材育成指針」のバージョンアップと共に、法人研修体系の3年後完成を目指し、1年ごとの実施内容を明確化した。人材確保については、新たな媒体の活用等を開始している。5年度末には、新たな報酬体系が示された。随所に不満はあり、わが国が、障害のある人や高齢者を含め、どのような社会をめざすのか、そのビジョンは見えてこない。しかしそれは同時に、われわれが事業運営の中で示していくなければならないことであるとも考える。障害者支援施設入所者全員に対し、「地域移行の意向を確認すること」が示されたことは、どんな重度者に対しても地域生活の可能性を示唆するものであり、國の方針転換と捉えることができる。「(言語的な表現の困難な人に対しても) どうやって意向を確認していくのか」、「地域で暮らすはどういうことか」、「誰もが暮らせる社会とはどんな社会なのか」。これらは、法人開設以来約40年、訪問の家が取り組み続けてきたことである。この実践をたゆみなく続けること、そして、これを社会に示し続けていくことが、私たちの役割であると再認識する。

こうした社会情勢と法人運営の流れの中で、6年度を迎えることとなる。ここまでに顕在化した課題に対して、対策を検討、実施してきたことを、さらに確実に実施していくことが、6年度最大のミッションである。そして、そのミッションの遂行は、なんのために、どこに向かっていくのかが、

常に示され、意識できるものでなければならない。「一人ひとりを大事に」、「誰もが暮らしやすい社会づくり」というゆるぎない法人理念のさらなる実現、実体化をめざす年度としたい。

<事業実績>

・第二種社会福祉事業

- (1) 障害福祉サービス事業の経営
- (2) 地域活動支援センターの経営
- (3) 相談支援事業の経営
- (4) 移動支援事業の経営
- (5) 老人居宅介護等事業の経営
- (6) 老人デイサービス事業の経営
- (7) 老人介護支援センターの経営
- (8) 障害児通所支援事業の経営

・公益を目的とする事業

- (1) 診療所事業
- (2) 地域生活支援事業
- (3) 居宅介護支援事業
- (4) 地域包括支援センター事業
- (5) 地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業
- (6) 基幹相談支援センター事業
- (7) 介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービスB）

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

<記載場所>

①予算管理：現実的な内容で予算編成をしているが経営環境の変化で修正が必要となることも少なくない。この為、年1回(11月)予算内容を再検討し必要があれば補正予算を編成することにしている。

②法人税等への対応：法人税については税務署の指導によりH21年度から収益事業について申告を行っているが納税額はゼロである。消費税はH16年度から申告を行い納税している。申告は会計事務所に委託している。

③財政状況の健全性：おおむね良好な財政状況である。設備資金の借入金は(R6.3月末)約1.6億円あるが、施設建設時に行政の指導により借入したものであり元金償還は主として補助金によることになっている。運転資金の借入金はない。

④安定した経営ができる基盤：A.財政状況がおおむね良好（上記③）B.後援会等強固な組織による支援（支援者等からの寄附金収入が毎年度約1千万円）C.事業所間協力：福祉制度の改革により収支面でプラスになる事業とマイナスになる事業が生じるが当法人の場合、多岐に亘る福祉事業を

行っている為、部門間の協力により、これにうまく対応することが出来る。D.会計監査人の設置：法人の経営力強化・効率的な経営の観点から会計監査人を設置しており、ガバナンスの強化、財務規律の強化を図っている。設置初年度（H29年度）からR5年度決算まで「無限定適正意見」が付されている。

財政管理体制の強化：平成29年度から会計監査人を設置し、当法人の会計業務に関する監査及び内部統制の運用評価等を行なっています。平成29年度決算、平成30年度決算は「無限定適正意見」が付されています。

安定した経営ができる基盤： 財政状況は良好であり、後援会等強固な組織による支援（支援者等からの寄附金収入が毎年度約1千万円）もあります。また、福祉制度の改革により収支面でプラスになる事業とマイナスになる事業が生じていますが、当法人の場合、多岐に亘る福祉事業を行っている為、部門間の協力により、福祉制度改革にもうまく対応することが出来ています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

<記載場所>

所長および職員の確保、配置については、福祉に関する人材難の状況が背景にあることを踏まえて、次の通り考えています。

- ・所長については、2006年から同職に就いている職員が継続して行う予定です。
- ・職員の一体感を醸成するため、事業推進会議、5職種会議、事故防止や防災の委員会を通して地域支援に関する目標を共有し事業間の連携を深めるよう努めています。また、個人の目標管理制度を定め、上司との面談を年3回行っており、資格取得について奨励しています。これらの働きかけによって、何らかの理由によって欠員が生じた場合においても、資格が必要な職種については、異動等で補えるように備えています。さらに、コロナ禍で途絶えていた実習生の受け入れを再開することにより若い方に福祉に関心を持って頂けるように努め、将来の福祉人材の育成につなげたいと考えています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

<記載場所>

共通(全員)…目標管理制度の実施（年3回…計画、中間振り返り、年度の振り返り）

個人情報漏洩防止研修、感染症予防研修、法人倫理研修、職員全体研修等（各年1~2回）

居宅介護支援、通所介護事業…介護保険制度に義務付けられている研修の実施（年間12回程度）

地域活動交流および生活支援コーディネーター…コーディネーター研修（年間6回程度）

地域包括支援センター…行政および社会福祉協議会等の企画した研修（年12回程度参加）

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

<記載場所>

施設及び設備の安全確保及び長寿命化に以下の通り取組んでいます。

職員は就業前に短時間で簡単な清掃を行い、清潔を保つとともに異常箇所の発見に努めています。

また貸室利用終了後の点検や利用者の声から不具合箇所の発見を行います。

管理委託契約での設備総合点検、加圧給水ポンプの点検、電気設備及び空調設備等の点検を通して不具合箇所の早期発見と迅速な修繕を行っています。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

<記載場所>

事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事故防止について各職員がヒヤリハット報告を積極的に上げるようにしておらず、それぞれの部門で検証し対策を立て、事故防止委員会に提案します。事故防止委員会は各部門の代表者と所長で構成され対策が妥当であるかを検証し客観的な視点から改善提案を行っています。

起きてしまった事故については、医療機関との連携や受診など早急な対応とご家族への連絡と行政及び運営法人への報告を行っています。施設利用中に体調の急変が見られた方については必要に応じてすぐに救急搬送を手配し経過をご家族に連絡、行政と法人への報告を行っています。

事故が発生したときには緊急の対応後に当面の対策を立て、1週間以内に原因の究明と根本的な対策を立て、事故防止委員会に提案します。

定期的に危険予知訓練を実施し、職員が危険について敏感になれるように研修を行っています。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

<記載場所>

福祉避難所の開設及び運営について以下の通り準備を行っています。

定期的に防災委員会を開催し福祉避難所開設及び運営について協議しています。

福祉避難所開設訓練やHUG（避難所開設訓練ゲーム）を行い課題の抽出と対策を行っています。

法人職員は震度5強以上の地震が発生したときには、各職員の安全が確保され次第自動参集することとされています。

また、徒歩帰宅訓練を通してケアプラザに来るまでの時間等を体験しています。

参集した職員は建物の外観から安全確認を行い内部に危険がないかを確認してから施設に入りインフラ等の状況を確認します。

その後定められた手順に従って区本部に開設の可否を連絡します。

開設が可能であるときは応急備蓄品を地域ケア室に運び入れ、多目的ホールにある名簿等を準備します。

その後区本部と連携を取り避難者の受け入れを行います。

これまで、地震津波のための避難訓練、福祉避難所開設のための応急備蓄品の避難場所への運び入れ訓練、徒歩での帰宅訓練を実施しました。

また、介護保険事業ではBCP計画を策定し被災状況を確認したうえでサービスを再開するとともに一般地域住民の入浴などのニーズに応えられるよう検討しています。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

災害に備えるための取組について

大規模地震発生時の停電に備えて、電話設備に無停電電源装置を設置し連絡が取れる体制を整えています。

また、トランシーバーやハンドマイクをいつでも使える状態に保ち災害時の施設内連絡のために準備しています。

津波と高潮のための浸水に備え、早い段階での避難とエレベーターが使用できることを想定し公園側から2階に避難するための訓練を実施して備えています。

三館合同の防災訓練や法人情報共有訓練、磯子区や市社協と協働での情報受伝達訓練に参加し災害発生時に備えています。

コロナ禍を機会として感染症に関する業務継続計画を作成し、感染症流行時にマスクの着用やパーテーション設置等の対策が取れるようにするとともに、日常の清掃やアルコールでの消毒を継続しています。また、通所介護ではコロナ禍以前から来所時の手洗いとうがいを励行しており、今後も継続することとしています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

<記載場所>

公平中立の確保について

部屋貸し等の施設利用については施設利用マニュアルに従い、公平に利用できています。

自主事業への参加では先着順や申し込みの多い事業については抽選により申し込みを受けるとともに事業への参加が必要であるが申込みをご自身で行うことが困難な方について対象者を抽出し優先的に参加していただくことで実質的な公平性を図ることを行います。

包括支援センターでの相談業務から介護保険サービスを受けようとする方について、アセスメントからニーズを抽出し、ハートページを活用し事業者の特性を説明し相談者に居宅介護支援事業所等を選択していただくことで公平・中立の対応を行っています。

介護保険事業においても同様に利用者ニーズを把握し事業所の特徴を説明することで利用者が事業者を選択しやすい環境を作っています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

利用者のニーズ・要望・苦情への対応として

利用される方との信頼関係を構築し、要望等を言いやすい環境を作っています。

また、ニーズや要望を早めに把握し対応することで苦情にならないようにしています。

地域ケアプラザ利用者アンケートの実施と改善策の提示、介護保険事業の利用者評価の実施（毎年）、通所介護事業での給食アンケート、入浴アンケートを行っています。

事故等により、苦情が発生したときにはすぐに管理職に伝達することとしており、原因究明と共に苦情を申し立てた方に対し説明と謝罪を行い改善策の提示を行っています。

改善策の提示は遅くとも1週間以内としています。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

個人情報の保護について

個人情報を個人の持ち物の一番大切なとして職員教育を行っています。

横浜市条例に基づき作成された法人の個人情報保護取扱規定の周知と共に定期的に研修を行い管理について理解を深めています。

また、ダブルチェックの徹底やファックス使用ルールの徹底、ログの確認を行い個人情報の漏洩を防止、監視しています。個人情報を収納する棚等の施錠、パソコンの盗難防止、メモリースティック等の持ち出せる記憶媒体の使用禁止、モニタリングや相談対応等で個人情報を持ち出す際のルールを徹底し個人情報の漏洩防止に務めています。

情報公開について

施設、事業情報について広報誌を毎月発行し町内会の回覧やホームページへの掲載を行っています。ホームページでは事業所の情報や業務内容、決算の情報を公開しています。

かながわ福祉サービス振興会のホームページから介護保険事業の情報や利用者評価の情報が公開されています。

法人としての情報公開規定を設けています。

人権尊重について

人権研修を毎年全職員に対して行っており、令和6度は接遇マナー研修、コミュニケーション研修を行いました。

対人援助を行うときは児童であっても高齢者であってもよく傾聴しその方の主訴とバックボーンと共に理解し個別性を尊重して対象者と一緒に課題解決に努めています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

環境への配慮について

ヨコハマプラ5.3計画に則り分別回収を徹底しています。プラごみが再資源化されるように取り組むと共に印刷ミス等により発生した紙は個人情報が入っているものを除き裏紙として再利用しています。また、新聞、雑誌等の再資源化について町内会とも連携して取組んでいます。

市内中小企業優先発注について

施設管理委託業務等発注の公平性を担保しながら市内の事業所に優先的に発注しています。

運営協議会で提供する茶菓についても磯子の一品の紹介と併せて取組んでいます。

男女共同参画推進について

特に女性が働きやすい職場づくりとして、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等ハラスメントが起こらないよう、管理職が特に気を付けて職員への啓発に努めています。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

<記載場所>

施設の利用促進について

根岸地域ケアプラザは地区センターとの併設である為、福祉保健活動団体の利用が優先的に行われています。

福祉保健活動団体の活動を促進するために、介護予防や認知症予防、ボランティア育成の自主事業を自主活動化し、施設利用団体として活動できるよう支援しています。

これまで、朗読ボランティアやお裁縫によるボランティアなどの自主活動化を支援しました。

また、町内会との連携や当事者団体の利用により夜間の利用が促進されています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

＜記載場所＞

総合相談について

(高齢者) 地域包括支援センターで相談対応を行います。

介護保険の利用希望であるときは介護認定申請手続きや利用方法を説明した上で手続きの支援や事業所の選定の支援を行い。居宅介護支援事業所等に引き継ぎます。その他にも成年後見制度利用の必要ななどの課題がある方については引き続き居宅介護支援事業所や行政と連携を取り必要な支援を継続します。地域支援事業等地域資源の利用や参加が必要な方については関係団体の紹介や利用手続きの支援を行います。

(子ども) 子育て支援事業を実施している地域活動交流事業や地域包括支援センターの相談事業から受け付けています。その方の状況に応じて療育センターの紹介を行います。また、地域とのつながりが必要な場合は地域と連携した事業に参加できるよう関係機関と調整します。

発達障害の相談室を自主事業として持っております、ここに繋げることも可能です。

(障害者) 地域包括支援センターが受け付けます。必要に応じて行政、専門機関に繋げます。

また、障害があっても暮らしやすいまちづくりを地域住民と進めており、地域ケア会議等を通して地域住民、行政、相談支援機関との情報交換を行い障害があっても暮らしやすい町づくりに取り組んでいます。

また、8050問題に対しては区障害支援担当やいぶき、生活支援センターとも情報共有しながら介護保険事業等を手掛かりとするなど関わりをつくり、総合的な支援に繋げられるよう取り組んでいます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

＜記載場所＞

各事業の連携及び関連施設との連携について

地域ケアプラザ内の連携円滑化のために毎月事業推進会議を行い介護保険部門も含めた情報交換と事業所全体の運営方針の共有を行っています。

また、指定管理部門では5職種会議を毎月行い事業の趣旨の共有と受付など運営の協力体制を確認しています。

地区センターとは日頃から当日開催する自主事業等の共有など運営面での情報共有等を行い利用される方が困らない対応を行っています。

地域関係機関との連携では福祉保健計画推進会議を中心として地域課題の共有や地域関係機関との協働を行っています。地域関係機関とは自主事業でも協力関係があり、包括支援センターで行っている介護予防事業では保健活動推進員に協力を依頼し、食育講座では食生活改善推進員に協力をいただいているいます。

民生委員児童委員連絡会への参加や連合町内会会长会での情報提供を通して連携を図っています。

また、民生委員児童委員とは地区ごとの情報交換を行い課題のある方などの情報を共有しています。民生・ケアマネ連絡票を活用し一般の居宅介護支援専門員との連携も取れる仕組みづくりも行っています。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

地域福祉保健のネットワークの構築について

私たちは地域関連団体や地域住民と一緒に地域福祉を勧めたいと考えており、地域福祉保健計画を中心に各地域団体と連携を取っています。

連合町内会会长会では地域の情報を頂くとともにケアプラザの事業や福祉保健に関する情報提供と協働のための依頼をさせていただいている。

根岸地区地域福祉保健計画推進会議（ハッピー根岸）では各町内会自治会長と地域関係機関の長及び、事業の担い手がメンバーとなっており、2か月に1回程度会議を持ち、地区社協会長との会議の事前調整と会議の運営に関わらせていただき、実施事業の進捗確認と地域課題の抽出、改善の取組が行われています。

地区社協で実施しているふれあい昼食会（月1回）に参加し、情報提供等を行っています。

民生委員児童委員協議会に参加し、情報共有と共に顔の見える関係づくりを図るとともに民生委員とケアマネの連携シートの活用や勉強会を行っています。また、ハッピー根岸事業では町内会事業やケアプラザの事業を掲載したカレンダーを発行しており、民生委員が各担当地区のカレンダーをケアプラザ窓口に取りに来ることでケアプラザに相談しやすい環境づくりを行っています。併せて、民生委員との個別ケースの情報交換会も継続的に行ってています。

ケアプラザ事業においては健康づくり講座では保健活動推進員に参加していただき、ヘルスマイトとは食育講座で協働しています。子育て支援事業では地区社協や保育ボランティアと一緒に事業を展開しています。子ども会、民生委員、地域住民と共に課題がある小学生を支援することを目的として子どもとまり木会を令和元年度に立上げ、自主的に活動できるように支援していま

す。

根岸地区ボランティアでは配食サービス「愛のお弁当」を30年近く毎週水曜日に行っており、配食が必要な方の窓口業務と利用されている方からの連絡受付としてケアプラザがかかわるとともに、利用されている方からの相談や普段と異なる状況があったときのバックアップを担うことで安心して活動していただいている。

介護保険事業者等とは介護予防プランを通じて信頼関係を構築し、地域住民が要介護状態になることの予防を図っています。また、民生委員やケアマネ事業所、訪問看護事業所等と介護保険やACPなどをテーマに在宅介護の支援や終末期を迎える方とご家族の支援についての勉強会を行っています。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

<記載場所>

区行政との協働について

地域ケアプラザの運営について事業計画の策定、振り返りからの課題抽出を区役所と共にを行い、地域福祉の進捗に即した運営ができるよう協働しています。

高齢障害支援課のソーシャルワーカー、保健師と定期的に情報交換する会議を持ち、地域ケア会議の運営や個別ケースでの関りについて、区行政との役割分担と情報共有を図りながら進めています。

地域支援チーム会議では高齢障害支援課、磯子区社協と地域情報を共有するとともに、それぞれの機能を活用した支援について検討しています。また、地域福祉保健計画地区別会議にも参加し、地域の実情や課題についても共有しています。

地域福祉保健計画に積極的に関わり、地区別計画推進会議に参加するとともに地域住民の介護予防の為に介護予防教室の運営から元気づくりステーションへの移行に繋げています。

また、権利擁護事業では必要に応じて区行政と共に介入し、成年後見制度の積極的な紹介と共に仕業の方と連携を取り制度へとつなげています。

区レベル地域ケア会議、認知症初期対応の会議等に職員を派遣し区行政と協働した事業が運営できるようにしています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

<記載場所>

高齢者からこどもまで、また障害の有無にかかわらず地域住民が平和で幸せに暮らせる地域づくりを目指して区地域福祉保健計画区全体計画策定に関わります。

また、地域の実情に応じた課題への取り組みやさりげなく見守りがされているという根岸地区の目標に沿い、どのようなことが地域住民に求められるかについて地区別計画で検討します。地区別計画が区全体計画に沿って進められ、地域の実情に合っているかについて推進会議で共有し、計画を推進します。また、地域支援チーム会議とも連動し行政、区社協とも共同して計画を支援できるよう取り組みます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

自主事業について

高齢者を対象とした事業では食事作りや手芸などを行う「J O Yくらぶ」は自主的な活動として継続しています。また、ケアプラザと東町会館、上町会館などを会場とした介護予防教室、元気づくりステーションが行われています。町内会等の関係性が構築されてきているため色々な講座を町内会館等で行い地域住民の身近な場所での情報提供等ができるようになっています。

子どもを対象とした事業では地域の方との顔の見える関係づくりを図り、地域での生活においても関係が継続できることを目的として地域の人材を活用し運営しています。「リトミック」や「おはなし会」では講師を地域の方にお願いしました。

障がい者等を対象とした事業として、何らかの障害があり学校に行き難かったり学習が進まなかつたり、友達関係が円滑にいかない子どもとその親を対象とした相談室「ホヌクラブ」を運営しています。また、学校に行き難くなっている児童の参加を目的とした「根岸子どもとまり木会」は地域住民の有志が中心になり運営し、小学校への案内とともに参加している児童から対象となる児童への声掛けがされるようになっています。

お裁縫ボランティアは自主活動化し、雑巾等の制作作品を福祉施設に寄付したり販売した作品の代金を善意銀行等に寄付したりする活動を行っています。朗読ボランティアの「根岸外郎会」も自主活動化し介護施設等でボランティアとして活動しています。

わんわん見守りサポーターは不定期に集まる会を持っていますが、地域の気になる情報等をケアプラザに連絡していただいています。

イ　福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

＜記載場所＞

福祉保健活動団体等が活動する場の提供について、まず公平に利用できるよう明確にルールを説明しています。

地域特性から夜間の利用が少ないため、町内会や子ども会などに利用を呼びかけ利用促進を図

っています。また、依存症の自主活動団体について利用しやすいように部屋利用の手続きや利用後の管理について便宜を図っています。

また、ボランティア育成や自主事業の自主活動化により利用する団体を増やしています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

<記載場所>

ボランティア登録について、地域ケアプラザでボランティア活動をされた方や団体にはボランティア登録をしていただいている。また、1年以上活動のない団体、個人については登録から外すこととしています。

よこはまシニアボランティア制度を活用しボランティア活動が促進されています。また、地域ボランティア組織や趣味活動を活かしたボランティアの方も多くいらっしゃり、ケアプラザとしてボランティア活動をされる方を地域資源ととらえ、ボランティア連絡会を年1回開催し情報提供と学習会を行います。

ケアプラザで登録されたボランティアグループ等はデイサービスの場や他の福祉施設、地域サロンも活動の場として紹介し、活動していただいている。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

<記載場所>

地域における福祉保健活動団体の情報収集について

地域福祉保健計画地区別会議の中で紹介や、併設されている地区センターとの共催事業の運営から活動団体や人材の情報を収集しています。

また、いそご区民活動支援センターの地域ボランティア講師等や磯子スポーツセンターからの体操講師の紹介区社協ボランティアセンターから情報提供を受けています。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

生活支援コーディネーターは担当地域の町内会・自治会長宅に広報誌の回覧依頼をしながら訪問し、高齢者のニーズなどの情報収集を行っています。また、地域サロンや集会、研修会、民児協、地域福祉保健計画地区別会議に参加し情報収集を行っています。

地域情報の分析は区、区社協と共にしているカンファレンスや地域支援チーム会議、5職種

会議での情報交換の中で行っています。

地域アセスメント票の作成や地域資源等の地図への落とし込みなどを行い、地域特性を分析するようにしています。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

＜記載場所＞

多様な主体の活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

生活支援コーディネーターはこれまで、担当地域の地域サロン等の住民活動の他にコンビニエンスストア、スーパー・マーケット、不動産屋等を訪問し高齢者等への対応について情報収集を行うとともに地域ケアプラザの相談機能等を紹介し連携を図っています。

また、地域情報シートを作成し、地域支援チーム会議での共有と地図にプロットするなど区、区社協と情報共有と分析を行っています。併せて5職種会議でも情報の活用等事業計画に反映させています。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

目指すべき地域像の共有と実現に向けた取り組みについて

2045年に向けて地域の高齢化が顕著になり一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯が多くを占めるようになることが予測されます。

高齢になっても障害があっても住み慣れた地域での生活を継続できるためにさりげない見守りと必要に応じた支えあいが行われ、専門機関への相談や緊急対応ができる地域の関係づくりが必要と考えています。

平成30年にあった2か所の集合住宅での孤独死からそれぞれの集会室で地域ケア会議を持ち、自分たちの暮らしている集合住宅から孤独死が出ないようにしたいこと。そのためには見守りができる環境が必要であることが居住者の方と共有され、地域ケア会議と協議体会議を継続して行っています。

更に組織化されていない集合住宅や戸建ての地域でもこれまでの実績に基づいて緩やかな見守りができる地域づくりに住民と共に関わっていきたいと考えています。

障害があっても地域での生活が継続できるよう、地域ケア会議をもって家族支援の方法について検討しています。情報共有の在り方や支援の方法などを協議し、地域住民にも主体的に参加していただくことにより協議体につなげていきたいと考えています。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

<記載場所>

高齢者の生活ニーズはその方の身体機能等により多様になります。

介護サービスや医療のニーズがある方には介護保険の説明とケアマネジャーの選定の支援を行い、医療機関の紹介や必要に応じて通院のための支援を行います。

必要とその方の状況に応じて減免やおむつ支給などの行政サービスの紹介を行います。

また、自立の高い方についてはその方の身体機能によって買い物の支援が受けられる店舗の紹介や配達の支援が受けられる店舗の紹介を行います。併せて店舗とも認知症センター養成講座等を通して高齢者が買い物がしやすい仕組みなどについて共有しています。

地域での取り組みとして買い物に行くことが困難な方のために歩道エリアにお休みベンチを設置している場所があるので紹介することができます。

金銭管理が困難になっている方については区社協で行っている安心センターや後見制度についても検討します。

安心して生活するために地区社協による「ふれあい給食会」や、ボランティアによる「愛のお弁当」「磯子ねこの手」民生委員による訪問、各町で行われているサロン等、地域の色々な見守りがあり、その方のニーズや移動等の能力によって紹介しコーディネートします。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

総合相談支援業務について

広報誌やホームページを活用して来所相談や電話相談に対応する旨を周知します。

担当圏域では町内会や民生委員の活動は活発で地域サロンやボランティアによる配食サービスなども行われています。

地域ケアプラザと地域関係機関はとてもよく連携が取れており、課題のある方の相談が繋がり易くなっています。

更に、相談を受けたらすぐに対応するように心がけており、必要に応じて区とも連携して対応することとしています。

虐待事例は少ない傾向がありますが高齢者住宅もあり、単身世帯、高齢夫婦のみ世帯が多くあります。認知症のある方の単身世帯もあり、成年後見制度に早い段階でつなぐようにしています。

更に地域に暮らす方に認知症センター養成講座を受講していただく等により、認知症の方が地域で暮らすことの理解と協力を得ていくことが今後必要と考えています。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

認知症支援事業について

包括支援センターとして認知症予防に取組むことと共に認知症になんでも安心して暮らすことができる地域づくりに取り組むことが必要と考え、認知症サポーター養成講座の開催や地域ケア会議等を通して認知症の理解と対応のできる方を増やしていきます。

認知症初期集中チームとの連携により認知症のある方が公的サービスにつながる様子を支援します。

あんしんネットの拡充と周知を図り、認知症のために行方不明になる方の早期保護につながる協力体制の構築に区行政、区社協とともに取組みます。また、根岸地域ケアプラザの取り組みである笑福ホルダーにより、緊急時の情報共有が効率よく進められるように普及を図ります。

また、認知症の方を支える方を増やすために認知症サポーター養成講座や講座受講者が活躍できる場として地域ケアプラザの自主事業や地域サロンの紹介を行います。

認知症サポーター養成講座はこれまで、小中学校やボランティア連絡会、老人会、スーパーマーケット、銀行、警察署等で行ってきましたが、更に広く地域住民を対象としたものや企業、事業所で開催し、また繰り返し実施することで認知症への理解と協力者の獲得ができると考えています。

認知症の方や家族も一般地域の方と交流できる場としてだれでもが集うことができる喫茶店「リアン」を継続していきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

＜記載場所＞

権利擁護業務について

根岸地区はワンルームマンションやアパートが多くあり、他地域から移り住んで来られる方も多くあります。また、単身世帯、夫婦のみの高齢世帯も多くあることから保佐程度から成年後見制度を利用される方が多くいらっしゃいます。そのため、一般地域の方を対象に制度の説明をしていくことが必要と考えています。成年後見制度の周知のために制度や手続き、費用を説明する講座の開催やコーディネート業務を行っていく必要があると考えています。

消費者被害にあわれる方も多くあることから、一般地域の方、民生委員、消費生活推進員等、介護保険事業者等を対象に被害防止の為の講座を実施し、地域の見守り体制構築により被害にあ

わないまちづくりを進めていきたいと考えています。

高齢者虐待は介護保険事業者や家族によって行われることも多くあることから、防止のための講座と適切な介護保険やインフォーマルサービスをコーディネートすることにより虐待が行われないように取り組みます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

<記載場所>

担当地域では地域福祉保健計画地区別取組みの事業を始め連合町内会単位の事業や町内会単位のサロン等の事業が盛んにおこなわれていますが、担い手の高齢化が課題になっています。また、根岸地区の高齢化は25.4%（令和5年3月）ですが、新しい集合住宅が建てられていることもあります、自治会によってはさらに高齢化が進んでいるところもあります。

包括的・継続的ケアマネジメントでは元気な方から支援が必要な方までその段階に応じてフォーマル、インフォーマルな支援や活動の場が継続的に提供される体制づくりを行うことと考えていますが、更により多くの方がまたその方の状況により多様な参加する場を創出することで高齢になっても障害があっても地域貢献をし、介護予防、要介護状態の増悪防止につながると考えています。

区行政、区社協、医療機関、介護保険事業者等と併せて、地域サロンなどの地域の取組みとも協働して場づくりの取り組みを行います。

■在宅医療・介護連携推進事業

<記載場所>

地域の高齢化に伴い医療を必要とする方もさらに増加すると考えられています。

また、入院病床数も限られているため医療依存が高い方についても在宅療養をされる方が多くなってきており、さらに増えしていくことが予測されます。

これまで、医療機関との連携シートの開発や医師会とケアマネ連絡会との合同研修の企画などを通じて入退院時の対応や医療と介護について研修をしてきました。また、ACP研修も繰り返し行われるようになっています。

基幹病院の地域連携室や地域診療所、訪問診療医、磯子区在宅医療連携拠点相談室「かけはし」訪問看護ステーションとケアマネジャー、介護保険事業所との連携を更に円滑にし、在宅で療養する医療依存度の高い方や家族が安心して生活することができ、終末期にも安心して対応できるようにしたいと考えています。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

<記載場所>

地域ケア会議について

個別ケース地域ケア会議においては地域で課題を共有できる事例を取り上げ、介護保険事業者やケアマネジャー、地域関係機関、親族・家族、近隣住民に会議に参加していただき、課題を明確にし、役割分担や制度利用等による課題解決を図るとともに普遍的な地域課題の抽出を図っています。

包括圏域地域ケア会議では区職員、区社協、地域関係団体等にも参加していただき個別ケース地域ケア会議から出された地域課題について検討し、課題解決を図るとともに制度等の区レベルで検討する課題の抽出を行っています。

集合住宅での見守り体制の構築や高齢した地域での支え合いの方法、認知症のある方が安心して地域で生活することができるための仕組みや見守りについて、また肢体や精神等の障害がある方の地域での見守りや当事者の参加について地域住民と一緒に検討して行きたいと考えています。

カ 介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

<記載場所>

指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

要支援状態の改善や要介護状態に移行することを防止できるケアプランを作成することができる居宅介護支援事業所を選定し、業務委託するとともにケアプランの確認や担当者会議に同席することにより介護予防ができているかについて、また日常生活での活動量の増加など目標達成の評価を行い予防支援計画書の改善を提案しています。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

<記載場所>

一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

介護予防教室など啓発事業を自主活動化し元気づくりステーションとして運営できるように支援しています。

地域ケアプラザと北磯子住宅で実施されている元気づくりステーションが継続できるよう後方支援を行います。

西町、上町で行われている介護予防教室を支援します。

また、各町で行われている地域サロンを訪問し、体操、栄養、口腔等の介護予防の啓発を行います。

地域活動交流事業でも一般の方を対象とした将来の介護予防として体操やヨガの教室を運営します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

<記載場所>

多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

その方の状態に応じた支援が提供されることと共にその方の状態に応じた社会参加ができるこことまた、その場が提供されることを目標にネットワーク構築に取組みます。

介護保険事業者とは介護予防支援事業の業務委託を通してインフォーマルサービスの利用と参加をケアプランに位置付けることにより、要支援状態になってもその後要介護状態になっても地域の生活者として社会参加しながら住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援します。

地域福祉保健計画地区別推進会議への参加を通して地域課題の把握と取組みを地域関係機関とともに取組み、必要な事業の創出と運営を行います。

ボランティアの配食サービスや民生委員との連携により相談支援に結び付け、医療機関や専門相談機関の紹介、介護保険サービスの利用、地域サロン等への参加に繋げます。

また、ケアプラザの自主事業等で養成したオレンジボランティアやアロマボランティア、朗読ボランティアやケアプラザで活動しているボランティアを地域サロン、地域密着型サービス等へ紹介し活動の活性化と共に活動の場の創出に繋げます。

更に、最後まで生きがいを持って地域での生活が送れるようにすることが介護予防と考えております。そのため高齢になり認知症があっても障害があっても地域の活動に参加できるよう地域関係機関と検討して行きます。そのため地域関係者を対象とした認知症の理解や障害理解の勉強会を継続していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

<記載場所>

居宅介護支援事業はケアプラザに設置されていることを踏まえ利用される方のニーズ、希望を尊重するとともに、特に公正中立を心掛け事業者選定を行い、また地域関係機関との協働や地域への情報発信に努めています。

地域包括支援センターとの連携が容易であることから困難ケースを積極的に受入れ、地域包括支援センターや成年後見人等と連携しケアマネジメントを行っています。

最期まで住み慣れた自宅で療養できることは適切な医療、介護サービスを利用することにより最期まで本人、ご家族が納得できる生活になるので、ご家族の状況等を鑑みながら多職種連携を図りながら支援を図ります。

また、地域包括支援センターの本来業務を支援するため要支援者のケアプラン作成も積極的に受入れるとともに介護予防に資するケアマネジメントを提供します。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

*根岸・滝頭・磯子・新杉田・洋光台地域ケアプラザ（デイあり施設）のみ記載

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<記載場所>

通所介護等通所系サービス事業について

地域ケアプラザに設置されてことを踏まえ、より多くの対象者が最後まで在宅生活を継続できるよう職員の介護技術の向上と医療機関や居宅介護支援事業所、その他介護保険事業所等との連携を図ります。

在宅生活を継続するために介護予防、特に認知症予防に取組むことを運営方針としており、コグニサイズや回想法等を取り入れたプログラムの提供と共に昼食は自前の職員が厨房で調理することとし季節に合わせた食材を用い、減塩と栄養バランスの良い食事を提供します。また、入浴サービスにおいても浴室内を利用者が工作した作品で飾り季節感を出し、音楽を流して楽しい雰囲気を演出し、季節に合わせた入浴剤による血流促進により認知症予防を図っています。

認知症介護実践者研修をこれまで3名の職員が受講し、更に受講する職員を増やす予定としています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

<記載場所>

指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

平成6年に設置された施設であり維持管理に経費が掛かるようになっている。

指定管理部分及び介護保険部分での修繕はそれぞれ60万円まで指定管理料、介護保険から区事業企画係と事前協議をして支出することとなっているが、それ以上の修繕についても必要が生じることが予測されます。

緊急の対応が必要とならないように施設、設備の維持管理のために専門業者に委託し、軽微な段階で修繕できるよう努めます。

また、自主事業等の利用料金については利用される方に材料費等応益負担をしていただくことにより事業費の軽減を図ります。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

<記載場所>

利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

横浜市根岸地域ケアプラザは根岸地区センターと併設されているため主に福祉保健利用目的の団体が利用するため利用料金の発生は想定されていません。

自主事業等を運営する際は職員が講師を務める、地域人材を活用する等により経費を削減するとともに、地区センターとの共催事業や地域関係機関との共催事業の開催により経費削減を図ります。

地域福祉保健計画地区別会議に参加し地域課題を把握分析しニーズを把握できることから効率よくニーズに即した自主事業へとつなげることができます。

自主事業において地区社協やヘルスマイト、保健活動推進員と協働することにより地域課題に即した事業運営が行うことができます。

**指定管理料提案書
(横浜市根岸地域ケアプラザ)**

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	11,525,000円	11,525,000円	11,525,000円	11,525,000円	11,525,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	0円	0円	0円	0円	0円
事業費		材料費、講師謝金等	□	1,517,600円	1,517,600円	1,517,600円	1,517,600円	1,517,600円
事務費		備品購入費、旅費交通費(ガソリン代)、研修費、通信運搬費(切手代、電話代等)、リース代、印刷製本費、各種消耗品、施設賠償責任保険加入費等	■	4,200,000円	4,200,000円	4,200,000円	4,200,000円	4,200,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	4,825,882円	4,825,882円	4,825,882円	4,825,882円	4,825,882円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円	斜線	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	斜線	-130,482円	-130,482円	-130,482円	-130,482円	-130,482円
施設使用料相当額			斜線	-1,036,000円	-1,036,000円	-1,036,000円	-1,036,000円	-1,036,000円
合計				21,376,000円	21,376,000円	21,376,000円	21,376,000円	21,376,000円
			うち団体本部経費	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	21,775,000円	21,775,000円	21,775,000円	21,775,000円	21,775,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	0円	0円	0円	0円	0円
事業費		材料費、講師謝金等	□	433,600円	433,600円	433,600円	433,600円	433,600円
事務費		備品購入費、旅費交通費(ガソリン代)、研修費、通信運搬費(切手代、電話代等)、リース代、印刷製本費、各種消耗品、施設賠償責任保険加入費等	■	1,906,300円	1,906,300円	1,906,300円	1,906,300円	1,906,300円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,282,829円	1,282,829円	1,282,829円	1,282,829円	1,282,829円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-33,729円	-33,729円	-33,729円	-33,729円	-33,729円
合計				26,120,000円	26,120,000円	26,120,000円	26,120,000円	26,120,000円
			うち団体本部経費	900,000円	900,000円	900,000円	900,000円	900,000円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□	■	■	■	■
事業費	材料費、講師謝金等	□	■	■	■	■	■
事務費	備品購入費、旅費交通費(ガソリン代)、研修費、通信運搬費(切手代、電話代等)、リース代、印刷製本費、各種消耗品、施設賠償責任保険加入費等	■	■	■	■	■	■
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	/	-234,950円	-234,950円	-234,950円	-234,950円	-234,950円
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費			300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	講師謝金、会場費、資料代等	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市根岸地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	21,376,000円	21,376,000円	21,376,000円	21,376,000円	21,376,000円
	地域包括支援 センター運営事業	26,120,000円	26,120,000円	26,120,000円	26,120,000円	26,120,000円
	生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
	一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
		53,835,000円	53,835,000円	53,835,000円	53,835,000円	53,835,000円
収入 介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	960,000円	960,000円	960,000円	960,000円	960,000円
	居宅介護支援事業	15,000,000円	15,000,000円	15,000,000円	15,000,000円	15,000,000円
	通所系 サービス事業	62,000,000円	62,000,000円	62,000,000円	62,000,000円	62,000,000円
		77,960,000円	77,960,000円	77,960,000円	77,960,000円	77,960,000円
その他収入		30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
		131,825,000円	131,825,000円	131,825,000円	131,825,000円	131,825,000円
支出 内訳	人件費	91,500,000円	91,500,000円	91,500,000円	91,500,000円	91,500,000円
	事業費	8,030,000円	8,030,000円	8,030,000円	8,030,000円	8,030,000円
	事務費	14,013,000円	14,013,000円	14,013,000円	14,013,000円	14,013,000円
	管理費	11,960,000円	11,960,000円	11,960,000円	11,960,000円	11,960,000円
	その他	1,830,000円	1,830,000円	1,830,000円	1,830,000円	1,830,000円
		127,333,000円	127,333,000円	127,333,000円	127,333,000円	127,333,000円
うち団体本部経費		5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円	5,000,000円
収支		4,492,000円	4,492,000円	4,492,000円	4,492,000円	4,492,000円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市根岸地域ケアプラザ)**

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	① 基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	② 基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	③ 基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	0.5000人	0.5000人	0.5000人	0.5000人	0.5000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	① 基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	0.5000人	0.5000人	0.5000人	0.5000人	0.5000人
	② 基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	③ 基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

経験のある専門職の配置が必要であること

小地域の活動の活性化のためにサポートをする職員を配置するため、上記の人員配置を提案します。